

○文部科学省令第十二号
 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の施行に伴い、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年三月三十日
 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第八項第三号口中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

附 則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○文部科学省令第二号

○厚生労働省令第二号
 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第七号第二号に基づき、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年三月三十日
 文部科学大臣 林 芳正
 厚生労働大臣 加藤 勝信

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令
 公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省令第三号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） 第五号 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設	（文部科学省令・厚生労働省令で定める施設） 第五号 法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設

○厚生労働省令第四十三号
 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第二十二條第二項及び第二十三條第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第三百三十六條第二項、第三百八十八條第二項、第四百十條第三項及び第五百五十三條第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年三月三十日
 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令
 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

（情報公開文書室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）
 第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官十七人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。
 2、7（略）
 8 法務専門官は、検察官をもって充てる。
 9 法務専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。
 一 厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一かつ適正な処理に関すること（訟務官の所掌に属するものを除く。）
 二 厚生労働省の所掌事務に関する法令案の作成に関する必要な助言その他の援助に関すること。

（情報公開文書室及び広報室並びに企画官及び訟務官）
 第三条 総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官十八人及び訟務官三人を置く。
 2、7（略）
 （新設）
 （新設）
 （新設）

設であつて、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるものとする。
 一、十五（略）
 十六 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター
 十七、二十六（略）

附 則
 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

（傍線部分は改正部分）